

2025年4月1日

入院時食事療養について

当病院は、入院時食事療養費(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時

(朝食:午前8時、昼食:午後0時、夕食:午後6時以降)、適温で提供しています。

入院時食事療養費の標準負担額について(1食につき)

(非 課 税)

70歳未満の方				
区分			標準負担額	
一般(住民税課税世帯)			1食	510円
住民税非課税世帯	過去12カ月の入院日数	90日以下	1食	240円
		90日以上(※要申請)	1食	190円
70歳以上の方				
区分			標準負担額	
一般(住民税課税世帯)			1食	510円
住民税非課税世帯(低所得者Ⅱ)	過去12カ月の入院日数	90日以下	1食	240円
		90日以上(※要申請)	1食	190円
住民税非課税世帯(低所得者Ⅰ)			1食	110円